

企業等における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱実施要領

1 目的

企業等における省エネ・再エネ活用設備導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、企業等における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

2 補助金の交付決定

要綱第8条第2項の補助金交付申請書等の審査に関する事項及び交付決定に関する基準は、以下のとおりとする。

- (1) 審査対象は、交付申請期限までに不備なく申請書類等が提出されたものとする。
- (2) 複数の審査対象がある場合は、審査対象の中で相対比較を行い、上位から決定した補助対象事業を採択する。

なお、予算の範囲内で、補助率及び上限額を下回る金額で交付決定がなされることがある。

- (3) (2)において、相対比較を行う項目は以下の項目とする。

ア 上位から審査対象総数を最高点とし、順に減点した点数を付与する項目

	審査項目	審査内容
(ア)	CO ₂ 削減効果	・費用対効果が高い事業を優位とする CO ₂ 削減量（t/年）÷補助対象事業に要する経費（千円） *
(イ)	地域レジリエンス強化	・災害時のエネルギーの供給可能量が大きい事業を優位とする
(ウ)	省エネ・再エネ活用設備の普及	・省エネ・再エネ活用設備の種類、設置場所、エネルギーの利用方法等に先端性や安定性などの創意工夫が認められる事業を優位とする

*補助対象事業に要する経費については、事業計画書のうち3補助金所要額(1)の金額とする。

イ 加点項目（各1点）

	審査項目	審査内容
(ア)	企業・法人規模	・中小企業*であること *中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条第1項の要件を満たす企業
(イ)	SDGsの推進	・埼玉県SDGsパートナー又は埼玉県環境SDGs取組宣言企業への登録をしていること
(ウ)	県や市町村事業への協力（環境分野）	・環境分野に関して県や市町村が定める登録制度への登録、県や市町村との協定締結や県や市町村が開催するイベントへの出展実績があること（過去3年以内）

附則 この要領は、令和5年9月15日から施行する。

附則 この要領は、令和7年6月25日から施行する。